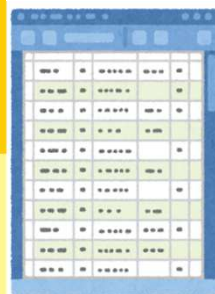


経営者のための『不動産税務通信』R6.1月号



免税事業者から仕入れをしたらもう仕入税額控除は使えないのでしょうか？

原則不可ですが、期間限定で一定割合だけ仕入税額控除をすることができます。



●経過措置

期間	割合
令和5.10.1～令和8.9.30まで	仕入税額相当額の 80%
令和8.10.1～令和11.9.30まで	仕入税額相当額の 50%

●仕訳の例 ～商品を税込11万円で購入した場合(税抜経理)～

インボイス制度以前の仕訳

借方	貸方
仕入高 100,000	預金 110,000
仮払消費税 10,000	

経過措置期間中の仕訳(80%)

借方	貸方
仕入高 102,000	預金 110,000
仮払消費税 8,000	

帳簿の記載

この経過措置を適用するためには帳簿の「摘要」にこの仕入が経過措置を適用するものである旨の記載が必要です。なお、経過措置適用仕入であることが区別できれば「※」「☆」の様な記号を記入するだけでも良いとされています。記号で表記するときは「※は経過措置適用」などの一文を入れておきましょう。

原則通りなら「仕入高110,000/預金110,000」となり仕入税額控除は存在しないが、特別に一定割合だけ仕入消費税を計上してもよい。

$$10,000 \times 80\% (50\%) = 8,000 (5,000)$$

この金額だけ仕入税額控除が出来る。

原則に従えばインボイス制度開始以降は、免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないため消費税の納税負担は増加します。しかし、政策的配慮により令和11年9月までは一定割合に限り、仕入税額控除をしても良いことになっています。その期間、経過措置を適用して消費税を計算するときは上記のような取扱いが必要なのでご注意ください。



税理士：欠下 茂代
 大学卒業後会社勤務をしていましたが、夢をあきらめきれず、一念発起して税理士の資格を取りました。資産税の専門家を目指し入所し、今は好きな資産税の仕事に満足しています。趣味は旅行 得意分野は相続税不動産税務です。



電話・面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）



TEL : 03-3344-3301
 Mail : ask@tokyocity.co.jp
 ご利用時間09:30～17:30